

募集

非常勤職員

意匠審査調査員

(英語審査補助担当)

国際意匠登録出願に 関する翻訳業務等を 担う方を募集します

● 勤務条件

※令和2年度実績。令和3年度については若干変更となる可能性もあります。

- ・勤務日等：週4日、1日7時間45分勤務
- ・日給：19,300円
- ・諸手当：交通費支給（支給要件あり）
- ・賞与：年2回支給（6月/12月）※一定の条件あり
- ・社会保険：健康保険、厚生年金保険、雇用保険完備
- ・勤務地：特許庁六本木庁舎（東京都港区六本木）

● 任用予定期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日

● 求める人材（応募資格）

以下のすべてを満たすこと。

- (1) 知的財産分野又はそれに類する分野において日本語からの英訳、及び英語からの和訳経験がある方
- (2) 実用英語技能検定1級合格、もしくはTOEICスコア840以上
- (3) 正確な作業ができ、他の職員と協調して真面目に業務に取り組む意欲のある方

● 選考方法

書類選考及び面接試験

● 詳細

応募方法、その他の詳細は裏面と特許庁WEBページをご覧ください。

特許庁 調査員



※特許庁WEBページ
「意匠審査調査員（英語審査補助担当）募集について」

[応募締切]
令和2年

12/14(月)

※必着（郵送）

募集情報

※この非常勤職員募集については、次年度予算が成立することを前提とした募集内容となっております。募集開始時点では次年度予算は成立しておりません。今後の状況により、今般の募集内容が変更となる可能性がありますことを御了承の上、御応募ください。

| | |
|-----------------|--|
| 募集職種 | 意匠審査調査員（英語審査補助担当） |
| 採用予定課室 | 意匠課 意匠課では、意匠出願の審査に関する審査周辺事務等を行っています。 【参考】意匠の登録制度の概要 https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/seidogaiyo/torokugaiyo/index.html |
| 業務内容 | 英語による国際意匠登録出願の意匠の説明欄等の記載の和訳、国際意匠登録出願に対する英語起案作成補助、英語による問い合わせの対応補助等。 |
| 募集人数 | 若干名 |
| 勤務条件 | ※令和2年度実績。令和3年度については若干変更となる可能性もあります。 ・勤務日等：週4日、1日7時間45分勤務（9：00～17：45） ・休日：土曜日、日曜日、祝日法に基づく休日及び年末年始 ※一定の条件を満たした場合、年次休暇等あり ・日給：19,300円 ・諸手当：交通費支給（支給要件あり） ・賞与：年2回支給（6月/12月） ※一定の条件を満たした場合 ・社会保険：健康保険、厚生年金保険、雇用保険完備 ・勤務地：特許庁六本木庁舎（東京都港区六本木3-2-1 六本木グランドタワー20階） |
| 任用予定期間 | 令和3年4月1日～令和4年3月31日 （任期終了後の採用を希望する場合は、原則として改めて採用試験を受験する必要があります。） ※採用の日から起算して原則1月間は条件付採用期間となります。 |
| 求める人材 （応募資格） | 以下の（1）から（3）を満たしている方 （1）知的財産分野又はそれに類する分野において日本語からの英訳、及び英語からの和訳経験がある。 （2）実用英語技能検定1級合格、もしくはTOEICスコア840以上。 （3）正確な作業ができ、他の職員と協調して真面目に業務に取り組む意欲がある。 |
| その他 （兼業について） | 弁理士業務及び弁理士事務所における補助業務並びに企業、団体等における産業財産権関連の業務（明細書案作成、相談等）に関する職を兼ねてはなりません。 |
| 応募方法 | 以下の書類を下記書類提出先まで御提出ください。 （1）履歴書 ・履歴書様式（Excel又はPDF）を特許庁ウェブページよりダウンロードの上（A4サイズ）、記載例（Excel又はPDF）に従って記入し、下記提出先まで御郵送ください。なお、本履歴書様式での提出を必須とさせていただきます。 ・応募する職種に関して有する専門知識や業務経験がある場合は、具体的かつ簡潔に記入してください。 ・「求める人材（応募資格）」にスキルや知識の記載がある場合は、ご自身の状況についてなるべく多く記載してください。 ・英検やTOEIC等、英語の能力がわかる資格又はスコアを必ず記載してください。 ○書類作成上の注意 ・書類は全てA4サイズ・片面印刷とし、ステープラー止めをしないでください。 ・必ず写真を貼付してください。 ・必ずパソコンのメールアドレスを記載してください。 ・必ず、応募官職記入欄に、「意匠審査調査員（英語審査補助担当）希望」と記載してください。 ※応募書類については、採用選考以外の目的に使用することはありません。 |
| 応募締切 | 令和2年12月14日（月）（必着。郵送） |
| 選考方法 | 書類選考及び面接試験を行います。 ・書類選考合格者のみ、こちらから御連絡いたします。 ・また御提出いただいた応募書類は返却いたしませんので、あらかじめ御了承ください。責任を持って破棄させていただきます。 ・面接試験は令和3年1月13日（水）もしくは14日（木）を予定しております。 |
| 連絡先 | <書類提出先・勤務条件に関する問い合わせ先> 〒100-8915 東京都千代田区霞が関3-4-3 特許庁総務部秘書課任用第二係 電話：03-3581-1101（内線2017） <業務内容・応募資格に関する問い合わせ先> 特許庁審査第一部意匠課企画調査班 電話：03-3581-1101（内線2907） |